

令和 7 年 6 月 5 日
県土整備部道路整備課

竹内建設（株）に対する賠償金の請求について

竹内建設（株）の元役員に対する贈賄罪の判決が令和 6 年 6 月に確定し、令和 7 年 5 月に贈賄罪の対象工事が訴訟の記録により確認できたことから、対象工事について賠償金を竹内建設（株）に対し請求しました。

1 対象工事及び賠償金額

【工事 1】

発注事務所：北千葉道路建設事務所
工事名：国道道路改築工事（久米・横断函渠工）
工事箇所：一般国道 464 号 成田市久米
契約日：令和 5 年 3 月 24 日
工期：令和 5 年 3 月 25 日～令和 6 年 9 月 12 日
最終契約金額：314,604,400 円
賠償金額：62,920,880 円

【工事 2】

発注事務所：北千葉道路建設事務所
工事名：国道道路改築工事（馬場・機能補償道路整備工）
工事箇所：一般国道 464 号 成田市馬場
契約日：令和 5 年 7 月 27 日
工期：令和 5 年 7 月 28 日～令和 6 年 3 月 10 日
最終契約金額：100,593,900 円
賠償金額：20,118,780 円

【工事 3】

発注事務所：千葉土木事務所
工事名：社会資本整備総合交付金工事（(仮称) 上高野 2 号橋上部工）
工事箇所：一般国道 296 号 八千代市上高野
契約日：令和 5 年 10 月 18 日
工期：令和 5 年 10 月 19 日～令和 6 年 12 月 25 日
最終契約金額：298,581,800 円
賠償金額：59,716,360 円

2 賠償金請求の根拠及び算定方法等

- (1) 請求根拠：対象工事に係る建設工事請負契約書 第 51 条の 2
- (2) 算定方法：最終契約金額の 10 分の 2
- (3) 納入期限：令和 7 年 6 月 18 日（納入通知書の発付の日から 15 日以内）

【 参 考 】

建設工事請負契約（沙）

第 51 条の 2 （談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

受注者は、第 47 条の 3 第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に該当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、第 47 条の 3 第 1 項第 1 号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号及び同項第 6 号に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第 47 条の 3 （発注者の催告によらない解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (2) この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

刑法（沙）

第九十八条

第九十七条から第九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をしたものは、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。